

山 愛 西

みどり
水土里ネット

VOL64
平成31年(2019年)4月20日
みどり あいせい
水土里ネット愛西

(愛西土地改良区)

受益面積 1,529ha 組合員数 2,439名

〒521-1147 滋賀県彦根市薩摩町337番地

TEL 0749-43-2261(代)

FAX 0749-43-2079

E-mail aisei@midorinet-aisei.jp

URL <http://midorinet-aisei.jp>

宇曾川水管橋



業務継続計画 (BCP) による施設点検実施

【平成30年 6月18日 (大阪府北部地震；彦根市震度4)】



各分水工



各揚水機場

大規模災害に備え、平成29年度に作成した業務継続計画 (BCP) に基づき、土地改良施設の点検を実施しました。今回は特に異常は発見されませんでした。今後も引き続き災害時における施設損傷の早期発見・復旧による二次災害の防止等を目的に体制を整えていきます。

発刊にあたって



理事長

西川 太平

桜とともに行く春を惜しみ、平成から令和へと移り変わろうとしています。組合員の皆さまにおかれましては、既に田植えの準備にお忙しいことと存じます。日頃は、愛西土地改良区の事業運営に、深いご理解とご支援・ご協力を頂いておりますことに対して、感謝とお礼を申し上げます。

さて、愛西土地改良区は四年に一度の役員改選を昨年度に完了し、2年目を迎えたところです。私たちの地域には、都会では触れることのできない自然の生き物、美しい水、緑・景観が豊富にあります。先人が残して下さったこの素晴らしい環境は、私たちの時代はもとより、私たちの子どもや孫へと引継ぐべき財産です。このような未来の財産を守ることは、今を生かされている我々の重要な使命であります。

水土里ネット愛西は、『母なる琵琶湖を守り、農業の振興と活力あるむらづくりの推進』を基本理念として、早くから農業基盤の整備を大きな柱に活動が行われてきました。農業基盤の整備に加えて、老朽化する

施設の適切な維持管理は勿論、農業を中心にした多様な立場の人々が参画できる「運命共同体の地域活動」を支援できるよう、皆さまと一体となってその役割を果たしてまいりたいと考えております。

間もなく、それぞれ地域での春祭りが終わりますと、代掻き・田植えへと農作業が本格的に進んでまいります。愛西揚水更新事業は昨年度で完了しました。現在、愛西揚水ではリアルタイムで送水情報を確認できます。ぜひとも、「携帯電話へのメール配信登録」をしていただいて、適切な水管理に繋がるよう、ご協力をお願い申し上げます。

また、4月1日付けの土地改良法の改正に関わって、組合員・准組合員を明確にする必要が生じてまいりました。今秋過ぎより各集落への具体的な説明会を予定していますので、ご出席くださるようお願いいたします。

平成31年度の出発にあたり、総代の皆様とともに役員・職員が一体となって、愛西土地改良区のより良い運営と活力ある事業の推進に向けて努力して参ります。この豊かな稲枝地域の農業・農村を次の世代へ引き継いでいくために、最大の努力をしてまいりますので、引き続き皆さまのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶いたします。

第62回 通常総代会開催

平成31年3月22日（金）愛西土地改良区本館会議室におきまして、第62回通常総代会が開催され、滋賀県議会議員 西村久子様、滋賀県湖東農業農村振興事務所所長代理次長 杉本晃様のご臨席をいただき、議長に田口源太郎氏（第3選挙区・本庄町）が選任され議案の審議に入りました。提案された議案の主な内容は次の通りです。



議長
田口 源太郎 氏（本庄町）



〈平成30年度関係〉

- ・事業計画変更、一般会計補正予算、賦課金の賦課徴収の時期及び方法の変更議決について（監査報告）

〈平成31年度関係〉

- ・事業計画、一般会計・特別会計収支予算、一時借入金、役員報酬、賦課金の徴収の時期及び方法、金銭預入先金融機関、地区除外決済金賦課及び徴収方法の議決について

以上 全て原案どおり議決されました。

平成31年度 収 支 予 算

一般会計

(単位：千円)

収 入		支 出	
科目(款)	本年度予算額	科目(款)	本年度予算額
土地改良事業収入	111,520	土地改良事業費	128,223
附帯事業収入	2,915	一般管理費	82,521
基本財産運用収入	190	負担金等	864
特定資産運用収入	2,169	固定資産取得支出	2,830
補助金等収入	38,170	積立金繰出支出	26,294
交付金収入	2,000	予備費	10,000
受託料収入	304		
雑収入	8,070		
積立金取崩収入	72,573		
固定資産売却収入	100		
他会計繰入額	2,721		
繰越金	10,000		
収入合計	250,732	支出合計	250,732

発電事業特別会計

(単位：千円)

収 入		支 出	
科目(款)	本年度予算額	科目(款)	本年度予算額
附帯事業収入	5,600	発電事業費	1,620
特定資産運用収入	2	積立金繰出支出	2,282
雑収入	1,001	他会計繰出額	2,721
積立金取崩収入	20	予備費	2,000
繰越金	2,000		
収入合計	8,623	支出合計	8,623

監査結果報告

平成31年2月5日に、平成30年度運営及び下期会計監査を執行したところ、書類は適正に整備され、かつ正確に処理されていたことを報告いたします。

平成31年3月22日 総括監事 北川 孝作



平成31年度 事業計画書

事業名	事業内容
農業水利施設保全合理化事業 南三ツ谷地区	事業計画策定 1式
農地耕作条件改善事業	区画拡大工 1式 暗渠排水工 1式
国営造成施設管理体制整備促進事業 愛西地区	推進活動費 1式 強化支援費 1式
21世紀土地改良区創造運動事業	推進活動費 1式
小規模土地改良事業(施設整備補修)	土地改良施設補修工 1式
ミニ維持管理適正化事業(緊急整備補修)	土地改良施設補修工 1式
市単独土地改良事業(施設整備補修)	土地改良施設補修工 1式
施設損傷復旧事業	土地改良施設補修工 1式

平成31年度賦課金の徴収月別表

月別	区分	徴収金の名称	賦課コード	賦課対象	徴収金額 (1,000㎡当り)	
第1期	7月	経常費賦課金	110	耕作者	(基本単価3,000円) 暫定減額措置により 2,000円	
		施設管理費賦課金	220	所有者	500円	
		愛西揚水更新事業費賦課金	230	所有者	1,000円	
		管根沼揚排水更新 事業費賦課金	<上石寺地区>	240	所有者	1,000円
			<下石寺地区>	241	所有者	500円
		下石寺へ一括賦課		500円		
第2期	9月	愛西揚水維持管理費賦課金	131	耕作者	(基本単価3,500円) 暫定減額措置により 3,000円	
		管根沼揚水維持管理費賦課金	140	耕作者	4,000円	
		管根沼排水維持管理費賦課金	143	耕作者	400円	
		地区別事業償還賦課金	別途配布する『お願いとお知らせ』をご覧ください			
10月 3月		新海揚水維持管理費賦課金 肥田揚水維持管理費賦課金	必要経費を関係集落に徴収			
随時		地区別事業賦課金	地区毎の土地改良事業地元負担金			

*詳しくは別途配布する『お願いとお知らせ』をご覧ください。

賦課金の納期内完納にご協力ください!!

- ※口座振替納付をご指定の方は納期前に口座の残高をご確認ください。
- ※休耕田・転作田にも地区内の農地である限り賦課金がかかります。
- ※賦課金多額により分割納入をご希望される場合は事務局までお問い合わせください。(ただし、地区別事業償還賦課金は除く)

早期返済について 地区別事業償還賦課金の全額早期返済(繰上償還)金額については別途配布する賦課金の『お願いとお知らせ』を参照してください。なお、早期返済を希望される方は、土地改良区までお問い合わせください。

取水時間の分散にご協力ください!

平成31年度の送水期間は、4月19日から9月30日までです。取水が集中する時間帯は用水不足となる恐れがありますので、同じ分水工エリア内での一斉取水を控えていただきますようお願いいたします。昨年も節水にご協力いただいておりますが、無効放流をなくし、より一層の水管理強化への取組みをお願いします。

運転計画表の裏面に各分水工送水エリアマップを付けておりますので、ご活用ください。



各分水工送水エリアマップ(運転計画表裏面)

各分水工エリア内の水量は限られていますので、分水工エリア内で耕作されている農業者の皆様で協力して水量調整し給水されますようお願いいたします。

送水計画変更は送水情報メールにてお知らせいたしますので、必ずご登録をお願いします。



※ QRコードが読み取れない場合は、『aisei-yousui@39mail.com』へ空メールを送信してください。

土地改良法改正に伴う今後の対応

土地改良法

S24. 6. 6制定 …… 施行期日S24. 8. 4(土地改良法施行令)

H30. 6. 8公布 …… 施行期日H31. 4. 1(土地改良法施行令)

今回改正の主な内容と当区の対応

組合員資格

農地所有者、耕作者の二極化により准組合員制度が創設され、自作地以外の農地について、この准組合員制度を導入し、貸借地等権利設定農地については、組合員と准組合員の2資格者の取り扱いとします。

具体的には

自作地には組合員として1資格者(ヤミ耕作の取り扱い廃止)

貸借地(権利設定農地)の組合員は原則耕作者で、所有者は准組合員となります。ただし、農業委員会の承認を受けて所有者が組合員となることも可能です。

組合員と准組合員の違い

組合員は、総会の議決権、役員及び総代の選挙権を有するとともに、賦課金・夫役等の履行義務を負っています。

准組合員は、議決権や選挙権は付与されませんが、総代会に出席して意見を述べる権利を有するとともに、組合員との間で賦課金等を分担している場合、当該賦課金等に対する履行義務を負うことになります。

今後の手続き

一筆ごとに組合員と准組合員の資格を書面により明確化していきます。

このため、秋頃から各集落で説明会を開催し、手続き等の説明を行っていきます。

今回の法改正により定款等の変更も必要となります。従いまして、来年3月開催の通常総代会に議案提出の予定をしています。

新しい土地台帳及び組合員、准組合員資格等の運用は2年後に予定しています。

第18回 愛西土地改良区運営委員会開催

当委員会は農業者だけでなく、非農家、集落役員、関係機関の方々23名で構成されており、第18回運営委員会は下記協議テーマにより開催されました。

○主な協議テーマ

“土地改良法の一部が改正されることについて”

土地改良法が改正され、特に准組合員制度が導入可能となったことについて、当区では従来より所有者、耕作者が賦課金を分担して納付いただいていた現状から、准組合員制度の導入を検討しています。このことについて、各委員からそれぞれの立場で貴重なご意見を伺いました。



第18回運営委員会(平成31年1月26日)

ご冥福をお祈りいたします

愛西土地改良区 元理事長
山田 哲三さん (石寺町)

平成30年7月15日ご逝去

曾根沼土地改良区と愛西土地改良区の理事、理事長を務められ、長年にわたり土地改良事業にご尽力をいただきました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

職員採用情報

下記のとおり職員採用試験を予定しております。

- ・採用試験日 … 令和元年 秋頃
- ・採用日 … 令和2年4月1日予定
- ・採用人数 … 1名

募集要項については、決定次第HP・ハローワーク等に掲載する予定です。

事務局からのお願い

次のようなときは、土地改良区に届出の用紙がありますので必ず手続きをして下さい。
(ホームページ <http://midorinet-aisei.jp/> から届出の様式をダウンロードできます。)
なお、地元の役員さんにもご連絡をお願いいたします。

★組合員に変更があったとき (自己申告!!)

※末尾の書類をご提出下さい。

- 相続、贈与や経営移譲 (農業者年金受給等) による変更
- 売買による変更 ● 住所等の変更

★耕作者の変更

- 土地改良へお問合せください。

★農地を農地以外に変更するとき

- 田・畑を宅地、駐車場、資材置場等に変更する場合
- 公共事業用地 (道路、公園等) に売る・寄付する場合

★土地改良区の施設を使用するとき

- 改良区が管理する施設 (道路・用水路敷) を使用するときは、改良区の許可が必要です。

★田から畑へ変更をするとき

- ※農業委員会の許可後、届出して下さい。
- 田を畑に変更する場合

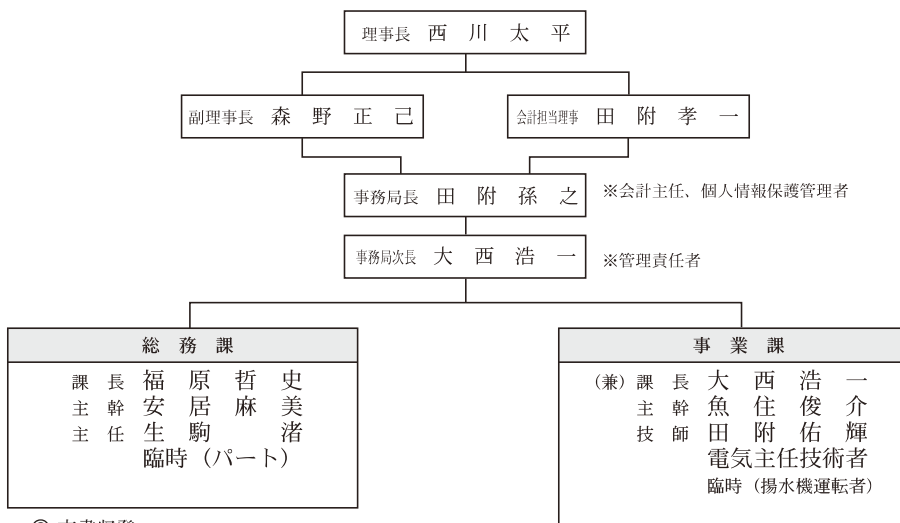
当改良区内の農地を転用又は田から畑に変更をされる場合は、それぞれ決済金を納めていただくことになります。



賦課金は、4月1日を基準に所有者 (組合員) または耕作者に賦課されます。変更の届出がなければそのまま賦課されますのでご注意ください。

愛西土地改良区事務局機構図

平成31年4月1日現在



- ◎ 文書収発
- ◎ 人事に関すること
- ◎ 予算・決算
- ◎ 金銭・物品の出納
- ◎ 賦課金
- ◎ 農地転用
- ◎ 契約に関すること

- ◎ 土地改良事業・維持管理事業に関すること
- ◎ 換地業務
- ◎ 施設の占用・使用・境界明示
- ◎ 揚排水機の運転・用排水の調整
- ◎ 施設の保安及び点検
- ◎ その他工事・維持管理に関すること

理事長	副理事長	事務局長		係	合 議

愛西 土地改良区
受付第 号
年 月 日

(様式第7号)

組 合 員 変 更 届 出 書

(組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書)

_____年 ____月 ____日

____愛 西____土地改良区理事長 様

現組合員 住所 _____
 氏名 _____ (印)

〒

新組合員 住所 _____
 ふりがな (_____)
 氏名 _____ (印)
 生年月日 _____年 ____月 ____日 性別 男・女
 TEL _____

下記事項により組合員が変更したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

1 変更の対象となる土地

彦根市

町名	字名	地番	地目	用途	登記簿面積 m ²	登記名義 (所有者)	耕作者

※記載欄が不足の場合は、別紙に記入して下さい。

2 変更の原因及びその時期

※ (1) には該当するものに○をしてください。

(1) 原因 相続・経営移譲・売買・贈与・その他 (_____)
 (2) 時期 _____年 ____月 ____日

3 変更後の賦課金交替時期

_____年 ____月 ____日

4 変更後の賦課金納入者

賦課金については新組合員が納付します。ただし、組合員(所有者)が耕作を委託している場合は、改良区へ届出した耕作者が経常費賦課金、及び揚水賦課金を負担します。

※土地改良法(組合員の資格得喪の通知義務)

第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

※印は、認印で結構です。

切り取り線

ご記入はボールペン又はインクでお願い致します。

記 入 例

現組合員が亡くなられている場合は、現組合員の押印は不要です。
(新組合員の押印は必要です)

組 合 員 変 更 届 出 書 (組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書)

ご記入日を書いてください。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

愛 西 土地改良区理事長 様

現組合員 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛 西 一 郎 (印)

〒 521-1147

新組合員 住所 彦根市薩摩町337番地

ふりがな (あい せい た ろう)

氏名 愛 西 太 郎 (印)

生年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日 性別 (男) ・ 女

TEL 0749-43-2261

【新組合員について】

現組合員が亡くなられたが相続登記をしていない場合は、相続予定人がご記入ください。(相続人が複数人になる場合は代表者1名を選任してください。)

下記事項により組合員が変更したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

1 変更の対象となる土地

彦根市

町名	字名	地番	地目	用途	登記簿面積 m ²	登記名義(所有者)	耕作者
薩摩町	津雲	337-1	田	田	3,000	愛西 太郎	愛西 太郎
〃	〃	338-1	田	田	3,000	〃	土地 次郎
〃	〃	339	田	田	2,000	〃	彦根 肇
〃	〃	340-1	田	田	200	〃	愛西 太郎
耕作を中間管理機構、または農協へ出され、耕作者の氏名がわからない場合は「中間管理機構」または「農協委託」とご記入ください。							

※記載欄が不足の場合は、別紙に記入して下さい。

2 変更の原因及びその時期

※ (1) には該当するものに○をしてください。

(1) 原因 (相続) ・ 経営移譲 ・ 売買 ・ 贈与 ・ その他 ()

(2) 時期 〇〇年 〇〇月 〇〇日

3 変更後の賦課金交替時期

〇〇年 〇〇月 〇〇日

4 変更後の賦課金納入者

相続(死亡)の場合は、お亡くなりになられた日付をご記入ください。

H31年から交替される場合はH31年4月1日とご記入ください。

賦課金については新組合員が納付します。ただし、組合員(所有者)が耕作を委託している場合は、改良区へ届出した耕作者が経常費賦課金、及び揚水賦課金を負担します。

※ ご不明な点がございましたら、改良区へご確認ください。

連絡先 愛 西 (事務所) . . . 0749-43-2261

切り取り線